

日(日)までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮当局による人権侵害問題に関して認識を深めるとともに、人権侵害について考えてみましょう。

◎問い合わせ先

鹿児島県地方事務局川内支局
☎0996(22)2300

個人県民税の寄附金税額が控除されます

鹿児島県税条例の改正により、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲が拡大され、社会福祉法人や認定NPO法人などに対して寄附を行った場合、一定の額が個人県民税から控除されます。

○新たに対象となる主な寄附金
県内に主たる事務所を有する次の法人などに対して、所得税の所得控除または税額控除の対象となっている寄附金で、平成24年1月1日以降に支出されたもの。

・公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人、認定NPO法人、仮認定NPO

法人など

○控除額

寄附金額から2千円を控除した金額の4割

※市町村も条例指定している場合は個人市町村民税率6割分も上乘せして控除されます。

○手続き

所得税の確定申告をする際に、寄附先が発行した領収書を添付して申告してください。

※寄附金に関することは、寄附をしようとする各法人などへ直接お問い合わせください。

◎問い合わせ先

県庁税務課
☎099(286)2199

平成24年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする国の重要な調査です。調査結果は、中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策の基礎資料として広く利用されます。調査内容を統計作成の目的以外に使用することは法律で禁止されていますので、安心して調査へのご協力をお願いします。

す。

○調査対象Ⅱ全ての製造事業所

○調査期間

平成24年12月～平成25年1月

○調査内容

平成24年12月31日現在の状況で、事業所数、従業者数、製造品出荷額、原材料使用額など

◎問い合わせ先

県庁統計課
☎099(286)2479

「医師・歯科医師・薬剤師」および「保健師・助産師・看護師等業務従事者」の届け出

医師、歯科医師または薬剤師の免許をお持ちのかた、また、保健師、助産師、看護師または准看護師として業務に従事されているかたは、2年に1回、届け出が必要です。

○届け出方法

所定の届け出票に必要事項(平成24年12月31日現在の状況)を記入の上、従業地または住所地を管轄する保健所に提出してください。

※看護職員は従業地を管轄する保健所に提出してください。

○提出期限Ⅱ1月15日(火)

◎問い合わせ先

県庁保健医療福祉課

☎099(286)2662

あなたも里親になってみませんか

里親とは、さまざまな事情により家族と暮らすことができなくなった子どもを自らの家庭に温かく迎え入れ、愛情と真心を込めて養育してくださるかたのことです。県では、子どもの養育に理解と熱意、そして子どもに対する豊かな愛情を有しているかたを、里親として認定・登録し、保護

を必要とする子どもの養育をお願いしています。里親になるには、特別な資格などは必要ありませんが、知事から里親として認定され、里親として登録される必要があります。詳しくは、お近くの児童相談所で里親制度の説明をお聞きください。

◎問い合わせ先

県庁子ども福祉課

☎099(286)2771

※今月号から、役場の電話は直通番号を掲載しています。